

習志野市企業局公告第158号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び習志野市公営企業会計規程(昭和49年規程第2号)第94条の規定により、一般競争入札の実施について必要な事項を次のように公告する。

令和8年9月29日

習志野市企業管理者 竹 田 佳 司

1 一般競争入札(電子入札・事後審査入札)に付する事項

- (1) 工 事 名 鷺沼特定土地区画整理事業に伴う低圧管布設工事(その7)
- (2) 工事場所 習志野市鷺沼4-10番地先
- (3) 工事期間 契約日の翌日から令和9年3月19日まで
- (4) 工事概要

1. 工事概要

① 工事目的

鷺沼特定土地区画整理事業に伴う新設低圧管の布設工事です。

② 工事内容

1)ガス 低圧管	布設工	ポリエチレン管	200mm	L=268.5m
	撤去工	ポリエチレン管	150mm	L=2.0m
		TM型ダクタイル鋳鉄管	150mm	L=2.0m
	残置管	ポリエチレン管	150mm	L=4.6m
		TM型ダクタイル鋳鉄管	150mm	L=76.8m

2)区画整理内＝路床復旧、市道＝仮復旧

3)工事は、昼間工事とする。

道路境界及び街区基準点の周囲を工事するときは、発注者と協議の上、施工すること。

4)「週休2日制適用工事実施要領」第3条(2)より週休2日制適用外

(5) 予定価格 31,361,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(6) 最低制限価格 28,267,800円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 習志野市入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者のうち、管工事業について建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を受けて

いる者であり、かつ習志野市指定ガス工事店(以下「指定ガス工事店」という。)の指定を受けている者であること。

- (2) 習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱(平成18年4月1日施行)に基づく指名停止措置、習志野市指定ガス工事店規程(昭和49年公営企業管理規程第14号)に基づく指定効力停止措置又は習志野市契約における暴力団対策措置要綱(平成12年2月1日施行)に基づく入札参加除外措置を、本入札の公告日から落札決定日までの間、受けていない者であること。
- (3) 習志野市内に本店若しくは建設業法に基づく許可を得た営業所を有する者、又は千葉県内に本店を有する者であること。
- (4) 管工事について、経営事項審査の総合評定値(P)が、習志野市内に本店を有する者については500点以上、習志野市内に建設業法に基づく許可を得た営業所を有する者については600点以上、千葉県内に本店を有する者については700点以上の者であること。
- (5) 平成28年度以降において、工事が完了し引渡し済んだ、習志野市企業局の発注に係るガス本支管工事またはガス・水道本支管工事を指定ガス工事店として元請で施工した実績のある者であること。
- (6) 建設業法に従い、常時3ヶ月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できる者であること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。
 - ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (8) 入札に参加しようとする者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

- (9) 建設工事にあたっては、次に定める届出の義務を履行している者(当該届出義務がな

い者を除く。)

- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

3 入札参加申請

入札参加を希望する者は、「ちば電子調達システム」(以下「電子入札システム」という。)により「競争参加資格確認申請書」を提出すること。

その際、「事後審査入札参加申請書兼誓約書」(電子入札システムの本公告掲載箇所からダウンロードすることができる。)を、電子入札システムのファイル添付機能を使用し、提出すること。

なお、事後審査入札のため、資格確認に関するその他の資料提出は必要としない。

(1) 申請期間

令和8年9月29日 午前9時から

令和8年10月5日 午後4時まで

(ただし、期間中の午前0時から午前8時まで及び電子入札システムがメンテナンス等により停止となる期間を除く。)

(2) 入札参加確認通知

入札参加を確認した場合は、令和8年10月6日午後3時までに電子入札システムにより通知する。

4 入札方法

(1) 入札方法

入札者は、電子入札システムにより入札金額を入力すること。この際、必ず「入札金額内訳書」を、電子入札システムのファイル添付機能を使用し、提出すること。

「入札金額内訳書」は、電子入札システムの本公告掲載箇所からダウンロードすることができる。

(2) 入札金額

落札価格は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札すること。

(3) 入札書提出期間

令和8年10月8日 午前9時から

令和8年10月16日 午後3時まで

(ただし、期間中の午前0時から午前8時まで及び電子入札システムがメンテナンス等により停止となる期間を除く。)

(4) その他入札に関することについては、入札要領によるものとする。

5 開札

(1) 開札日時 令和8年10月19日 午前10時10分

(2) 開札場所 習志野市企業局 本館3階A会議室

なお、開札に立ち会う場合、開札日前日までに習志野市企業局業務部企業総務課に連絡するものとする。

6 契約条項等を示す場所及び日時

(1) 設計図書等を示す場所及び日時

ア 「ちば電子調達システム」の「システム入口」内の「入札情報サービス」に掲載するので閲覧又は必要に応じてダウンロードすること。

・アドレス：<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>

・期 間 令和8年9月29日から令和8年10月19日まで

イ 業務部企業総務課（習志野市企業局本館2階）

・期 間 令和8年9月29日から令和8年10月5日まで
（午前9時から午後4時まで、閉庁日を除く。）

(2) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、Eメール又はファクシミリにより提出すること。
この場合、必ず電話にて着信を確認すること。

ア 提出期間 令和8年10月7日から令和8年10月9日まで

イ 時 間 午前9時から午後4時まで

ウ 提 出 先 業務部企業総務課

Eメールアドレス soumu-k@city.narashino.lg.jp

ファクシミリ番号 047-477-8984

なお、質問に対する回答は、令和8年10月14日に習志野市ホームページに掲載する。

7 入札保証金

免除

8 入札の無効

次の入札は無効とする。

(1) 指定した入札方法以外の入札

(2) 予定価格を超える金額又は最低制限価格を下回る金額による入札

(3) 入札金額内訳書の添付及び記載のないもの。また、見積項目を合計した額が、入札金額と一致しない入札

(4) 明らかに連合によると認められる入札

(5) 電子認証を不正に使用した入札

(6) 入札要領に違反した入札

(7) 設計図書等の配布を受けていない者の入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

9 落札者の決定

(1) 本入札は、事後審査入札であるため、最低価格入札者（落札候補者という。）は、資格審査の結果、入札参加資格を有すると認められた場合に落札者とする。

(2) 落札候補者は、開札日の翌日（閉庁日を除く。）までに、「入札参加資格確認申請書（事後審査入札）」、その他関係書類を提出しなければならない。なお、この書類を提出しない場合は、落札候補者の資格を失う。

(3) 入札参加資格が無いと決定された落札候補者は、決定通知を受けた日から3日以内

にその理由について説明を求めることができる。

- (4) 本工事の入札については、最低制限価格を設けているので、予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

10 契約の締結

落札者は、落札決定の日から5日以内に本工事の契約を締結しなければならない。

11 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額を契約保証金として納付すること。

ただし、契約金額の100分の10以上の額の契約保証がなされていることが証明される次の(1)から(4)までのいずれかの書類を提出することをもって、これに代えることができる。

- (1) 金融機関等の保証証書
- (2) 保証事業会社の保証証書
- (3) 保険会社の履行保証保険証券
- (4) 保険会社の公共工事履行保証証券

12 支払い条件

- (1) 前払金及び中間前払金 有

前払金は契約金額の10分の4以内、中間前払金は契約金額の10分の2以内を請求することができる。なお、前払金と中間前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えることはできない。

- (2) 部分払 無

13 その他

- (1) 現場説明会は、実施しない。
- (2) 提出された資格確認資料は、返却しない。
- (3) 工期は、事情により変更することがある。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 電子入札システムに障害等やむを得ない事態が生じた場合、入開札日時を延期し、又は紙入札への移行をすることがある。
- (6) 入札参加者が使用する機器に障害等やむを得ない事態が生じた場合は、習志野市企業局の承諾を得て、紙入札に変更することができる。
- (7) 本公告に記載する以外の事項については、入札要領(「電子入札システム」の「入札情報サービス」に掲載しています。)、習志野市企業局電子入札約款及び習志野市企業局電子入札システム運用基準のとおりとする。
- (8) 本工事の施工にあたって、下請負契約を締結する場合及び工事に伴う材料、物品、役務の調達に当たっては、存在しない場合を除き、習志野市内に本店を有する者の活用を図らなければならない。
- (9) 本工事に従事する労働者の適正な労働条件の確保について十分配慮すること。
- (10) 入札、契約及び工事施工に関しては、関係法令並びに企業局関係例規を厳守すること。

14 問い合わせ先

習志野市企業局業務部企業総務課

習志野市藤崎1丁目1番13号

電話 047-475-3321〔内線232〕